

三宅村奨学資金のご案内

三宅村奨学資金制度では、優れた学生で奨学金を貸し付けることにより、三宅村に有用な人材を育成することを目的としております。

奨学資金貸付を希望する方は、令和6年5月31日（金）まで申請を受け付けています。詳細は、次のとおりとなります。

次ページへ



【貸付要件】

- ①申請者の保護者が、貸付の日の1年前から引き続き三宅村に住所を有し、納税の義務を履行していること。
- ②同種の奨学資金を他から借り受けていないこと。
- ③令和6年4月より高等学校、高等専門学校や大学、専修学校へ進学した者。ただし、既に在学中で奨学資金の貸付を必要とする者は、災害等の特別な事情であること。
- ④経済的な理由により、修学が困難な者であること。

次ページへ 

【貸付金額】

区分	奨学種類	年額
大学	国立及び公立の大学	300,000円
	私立の大学	456,000円
高等学校又は 高等専門学校	国立及び公立の高等学校又は高等専門学校	120,000円
	私立の高等学校又は高等専門学校	300,000円
専修学校	国立及び公立の専修学校の専門課程	300,000円
	私立の専修学校の専門課程	444,000円
	国立及び公立の専修学校の高等課程	120,000円
	私立の専修学校の高等課程	300,000円

次ページへ



【申込手続き】

三宅村奨学資金貸付申請書に必要事項を記入し、**連帯保証人連署**のうえ、添付書類とあわせて提出してください。

(添付書類)

- ・奨学生推薦調書
- ・健康診断書

【選考】

申込書や添付書類などの書類審査のほか、三宅村奨学資金貸付審議委員会に諮り、決定いたします。

○お問い合わせ○

三宅村教育委員会 学校教育係 電話：04994-5-0952